

令和2年5月28日

各都道府県産婦人科医会会長 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会 長 木下 勝之

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応」の 周知依頼について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省子ども家庭局母子保健課等より周知依頼がありました。5月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が、全ての区域において緊急事態宣言を解除したところで、各法律に基づく健康診査・保健指導等の実施については、当該緊急事態宣言の解除を踏まえ、**資料**の通りとなります。うち当会に関連の深い母子保健法関連につきましては、下記に概要を記します。会員の先生方にご案内頂きまして、添付のQ&Aも活用し、地域での周産期医療および母子保健事業におきまして適切にご対応頂きますよう、よろしくお願いいたします。

＜母子保健法に基づく健康診査等の実施について＞

- ・緊急事態宣言の期間（再度行われる場合を含む）において、原則として集団での実施を延期してください。
- ・延期等の措置をとっている間にも、必要に応じて、電話や訪問等による保健指導や状況把握を行ってください。
- ・延期等により、健康診査を受診できない幼児には、別に健康診査を受ける機会を設けてください。
- ・個別で実施する健康診査等は、その時期や状況等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうかを判断してください。
- ・訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等の実施にあたっては、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施してください。

資料：新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応
について（令和2年5月26日厚生労働省子ども家庭局母子保健課長等通知）